

千葉市競輪報道関係者等の取材要領

- 1 この要領は、公正安全な競技運営実施の観点から、報道関係者（スポーツ新聞・テレビ関係者等のうち、公益財団法人JKA、一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会、公益社団法人全国競輪施行者協議会及び一般社団法人日本競輪選手会（以下「競輪関係団体」という。）の合意により指定された者をいう。以下同じ。）及びインターネットメディア・雑誌メディア等（以下「報道関係者以外で取材を目的とする関係者」という。以下「報道関係者」及び「報道関係者以外で取材を目的とする関係者」を総称し、「報道関係者等」という。）の取材等を受け入れるに当たり必要な事項を定めるものとする。
- 2 報道関係者等は、本要領を遵守することを定めた誓約書（様式第1号又は第2号）を千葉市自転車競走実施規則（昭和37年11月26日規則第22号。以下「実施規則」という。）第6条に定める開催執務委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。なお、既に取材における誓約書を公益財団法人JKAに提出している場合は、この限りではない。
- 3 報道関係者等は、委員長及び委員長の指揮を受けて選手管理など競技関係事務をつかさどる実施規則第6条に定める競技委員長（以下「競技委員長」という。）の指示に従い取材を行う。
- 4 報道関係者等は、予定されるすべての掲載媒体とすべての企画内容について、あらかじめ、委員長に対しその旨を申請しなければならない。
なお、前検日又は開催中に追加の申請を希望する場合は、実施規則第6条に定める選手管理委員を通じて委員長に申請しなければならない。
また、委員長の認証を受けたことを表す、ネックストラップ、き章、腕章、ビブス、ゼッケン等（以下「許可証等」という。）を常時着用しなければならない。
- 5 取材の場所について
 - (1) 委員長があらかじめ指定した、選手に取材を実施する特定の場所（以下「ミックスゾーン」という。）で、対面又は電話やパソコン等を用いた遠隔による取材（以下「リモート取材」という。）で行う。
 - (2) 委員長は、ミックスゾーンへの立入可能人数をあらかじめ指定し、指定した立入可能人数を超えた取材者がミックスゾーンに立ち入ろうとした場合、選手管理委員は立入人数を制限することができる。

- (3) 選手宿舎で取材を行うことはできない。ただし、競技委員長が特別に認められた場合は、選手管理委員及び補助係員に当たる管理員の指示に従い指定する時間の範囲内でリモート取材に限り行うことができる。
- (4) ミックスゾーンを除き、前検日及び開催中に選手が立ち入るエリア（以下「選手管理エリア」という。）への報道関係者等の立ち入りは禁止とする。ただし、競技委員長に取材内容等の許可を得た場合はこの限りではなく、その場合には、実施規則第6条に定める場内取締委員及びこれを補助する警備係員に必ず許可証等を提示しなければならない。

6 前検日の取材について

- (1) 前検日の選手に対するインタビューは、選手管理委員の承認を得て、実施規則第41条に定める出場資格の確認及び第42条に定める確定検査を終了した選手から順次ミックスゾーンで行うものとする。
- (2) 特別な企画を持つ報道関係者等で単独取材を必要とする場合であっても、本要領4、5及び6(1)に準じて行う。ただし、座談会等2人以上の選手の対談形式での取材を行うことはできない。
- (3) 選手へインタビューを行う際、次に掲げる内容のコメントを故意に誘い出すような質問とならないよう留意すること。
 - ア 身体、健康状況を疑われるようなこと
 - イ 勝利を得る意志、敢闘精神の欠如が疑われるようなこと
 - ウ 開催の公正安全性を疑われるようなこと
 - エ 競走に関して談合や不正行為の疑念を抱かせるようなこと

7 開催中の取材について

- (1) 競輪開催期間中の選手に対するインタビューは、本要領6(1)と同様の手続きを経た後、選手の競走終了後に行うものとする。
- (2) 出走日における競走出走前の選手に対するインタビュー及び会話を認めない。
- (3) 翌日以降に出走する選手のインタビューは、番組発表後、選手管理委員が指定する時間までに行うものとする。
- (4) 選手へインタビューを行う際、次に掲げる内容のコメントを故意に誘い出すような質問とならないよう留意すること。
 - ア 身体、健康状況を疑われるようなこと
 - イ 勝利を得る意志、敢闘精神の欠如が疑われるようなこと
 - ウ 開催の公正安全性を疑われるようなこと
 - エ 競走に関して談合や不正行為の疑念を抱かせるようなこと

8 スチールカメラマンの撮影について

- (1) 撮影を行う場合は、必ず許可証等を着用しなければならない。
- (2) ミックスゾーン内にいる選手の撮影以外認めない。やむを得ない理由により撮影を行う必要がある場合は、あらかじめ、競技委員長の許可を得なければならない。
- (3) 競走中の選手を撮影する場合は、実施規則第6条に定める審判委員に当たる審判長（以下「審判長」という。）の承認を受け、その指示に従って行わなければならない。

なお、競走中の撮影については、補助的照明（フラッシュ等）は絶対に使用しないことのほか、競走の妨げになる方法で撮影してはならない。
- (4) 撮影及び撮影物を媒体に掲載するに当たっては、公正安全性を阻害しないよう留意すること。

9 動画コンテンツの取材・撮影について

- (1) 取材・撮影に当たっては、必ず許可証等を着用しなければならない。
- (2) ミックスゾーン内にいる選手の撮影以外認めない。やむを得ない理由により取材・撮影を行う必要がある場合は、あらかじめ、競技委員長の許可を得なければならない。
- (3) 競走中の選手を撮影する場合は、審判長の承認を受け、その指示に従って行わなければならない。

なお、競走中の撮影については、補助的照明（フラッシュ等）は絶対に使用しないことのほか、競走の妨げになる方法で撮影してはならない。
- (4) 限られた時間のなかでの取材・撮影であるため、動画コンテンツについては、取材・撮影を選手に強制することはできない。
- (5) 取材・撮影及び撮影物を放映・掲載するに当たっては、公正安全性を阻害しないよう留意すること。

10 その他

- (1) 決勝時のスリット写真を必要とする場合は、競走番号、必要枚数を審判長に申し出ること。
- (2) 選手管理エリア内において、カメラなどの機材で通信を行うことは禁止とする。やむを得ない理由により通信を行う必要がある場合は、あらかじめ、競技委員長の許可を得なければならない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。